

**国境を越えた役務の提供等に対する消費税の課税の在り方について
(参考資料)**

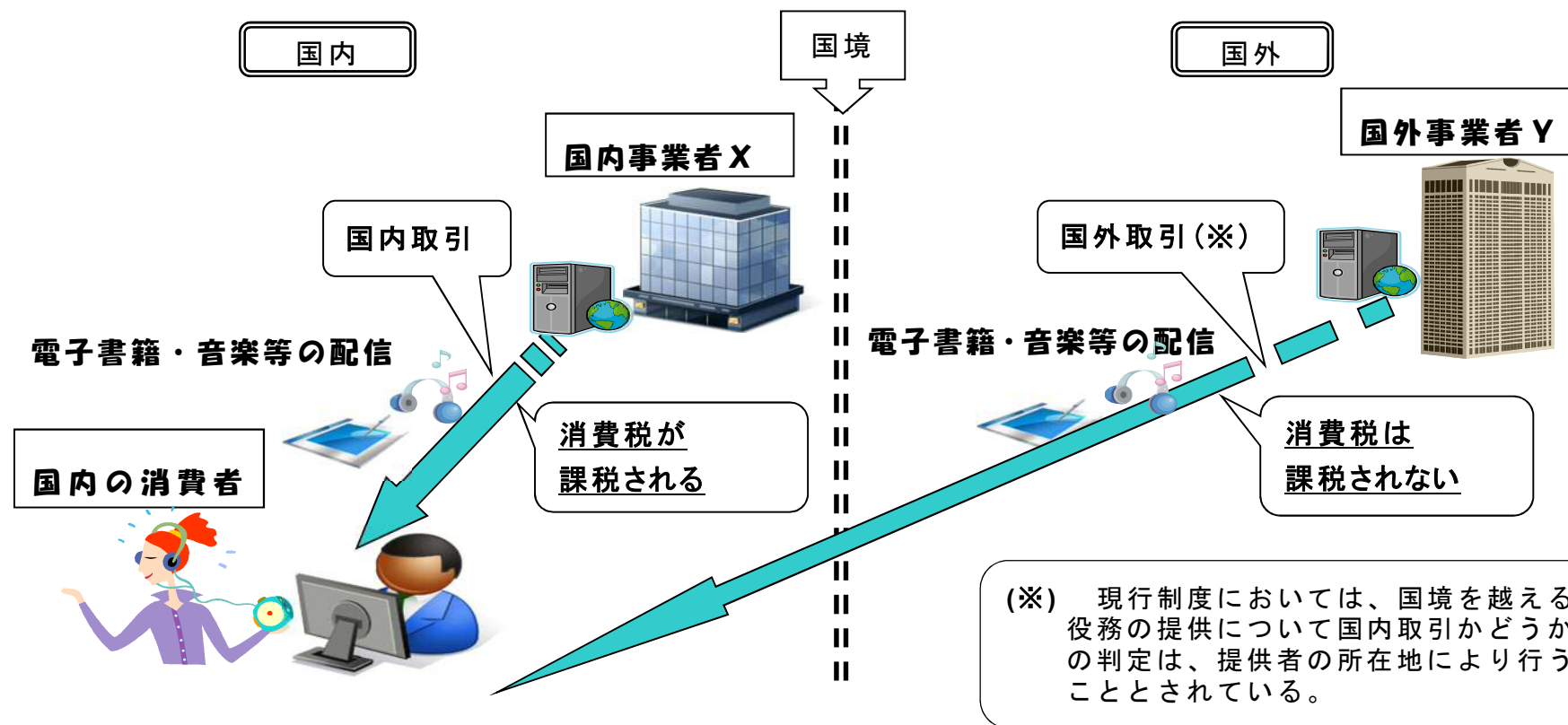
財務省主税局税制二課

2013年11月

1. 現行制度下における課題

BtoC取引について

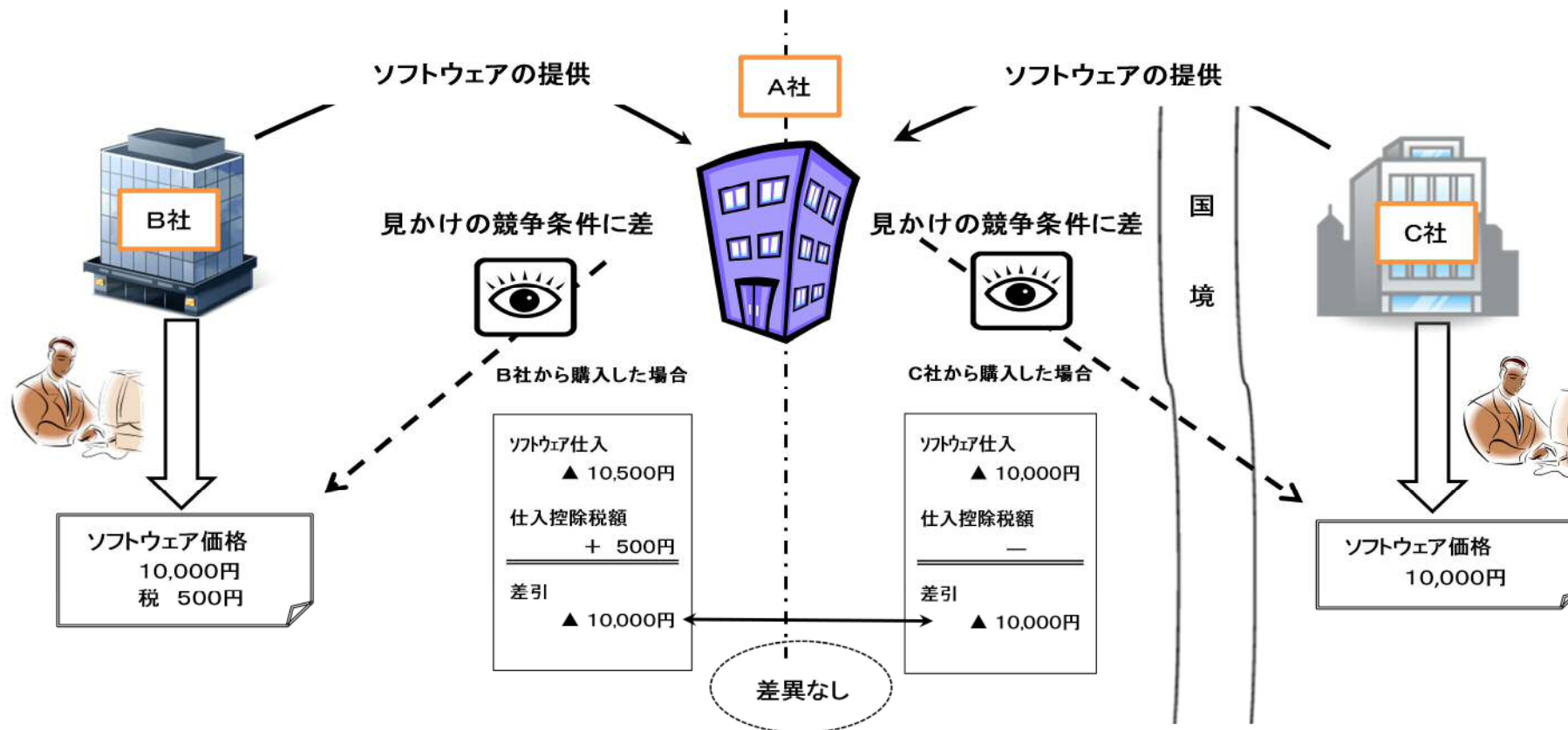
日本の消費者が、国内事業者Xからネットを通じて購入するデジタルコンテンツ(音楽、電子書籍、映画等)は国内取引として消費税が課されるが、国外事業者Yからネットを通じて購入するデジタルコンテンツは国外取引として課税の対象外とされている。その結果、同種同等のデジタルコンテンツを購入する日本の消費者の間の税負担の公平が阻害されており、また、X社とY社との間の競争条件を歪める結果となっている。



BtoB取引について

国内事業者A（サービスの提供者を受ける者）が国内事業者B（サービスの提供者）からソフトウェアを購入した場合は、国内取引として消費税が課されるが、国外事業者C（サービスの提供者）からソフトウェアを購入した場合は、国外取引として課税の対象外とされている。

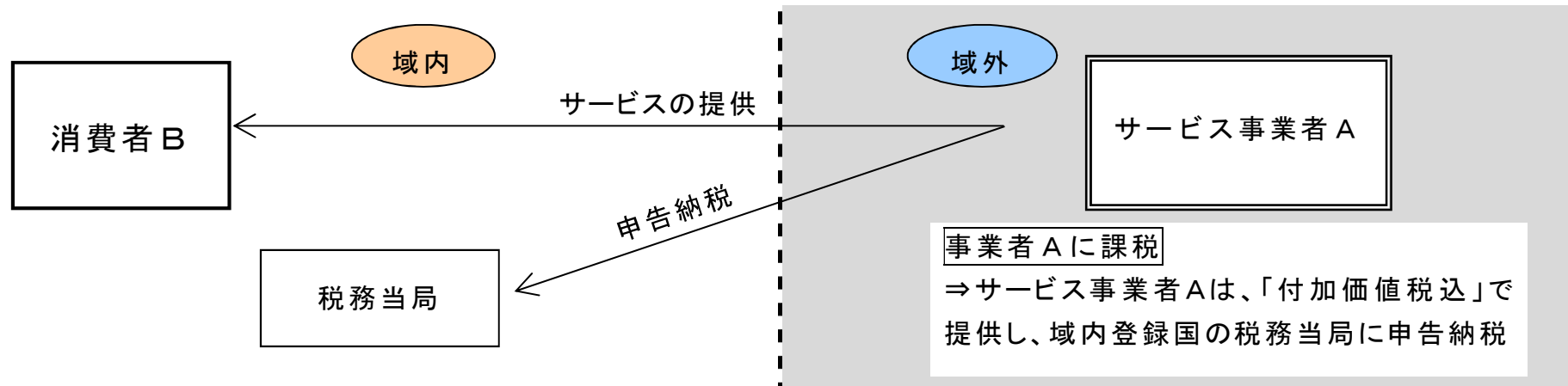
BtoB取引においては、原則として、消費税の課税対象となる国内取引については仕入税額の控除が行われるため、消費税負担による国外取引との価格差は解消されることとなるが、見かけの価格（支払総額）が異なるため、国内事業者Bと国外事業者Cとの間の競争条件を歪めているとの指摘がある。



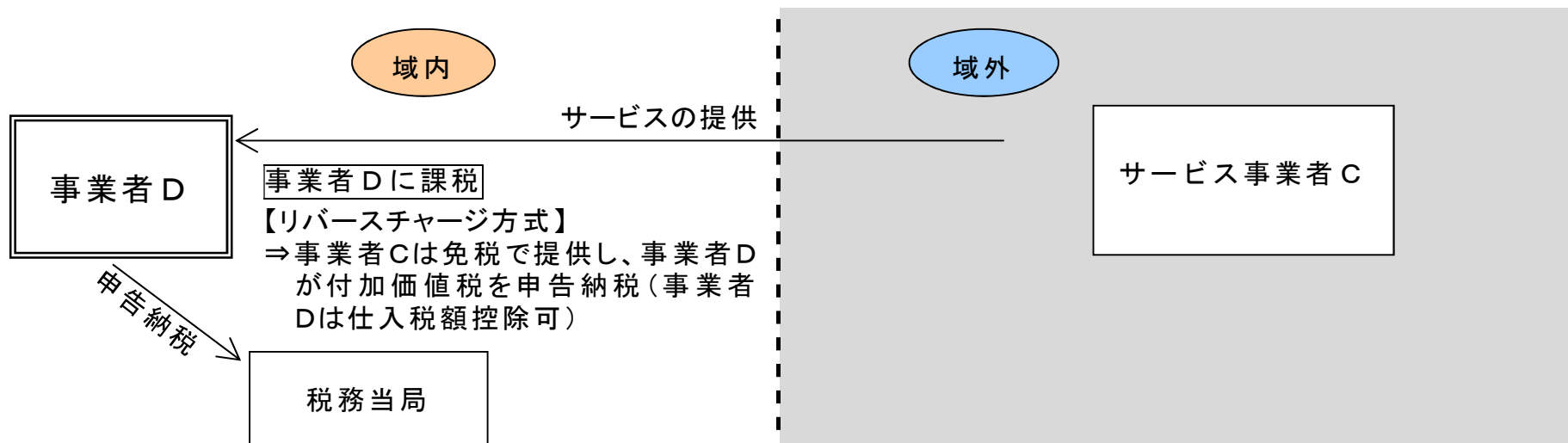
2. OECD における検討と欧州諸国における対応状況

EU加盟国においては、OECD における検討状況を踏まえ、以下の制度が導入されている。

B to C 取引：域外のサービス事業者が申告納税（課税事業者登録制度）



B to B 取引：域内の仕入事業者が申告納税（リバースチャージ制度）



3. 消費税制度における内外判定基準の見直しの検討

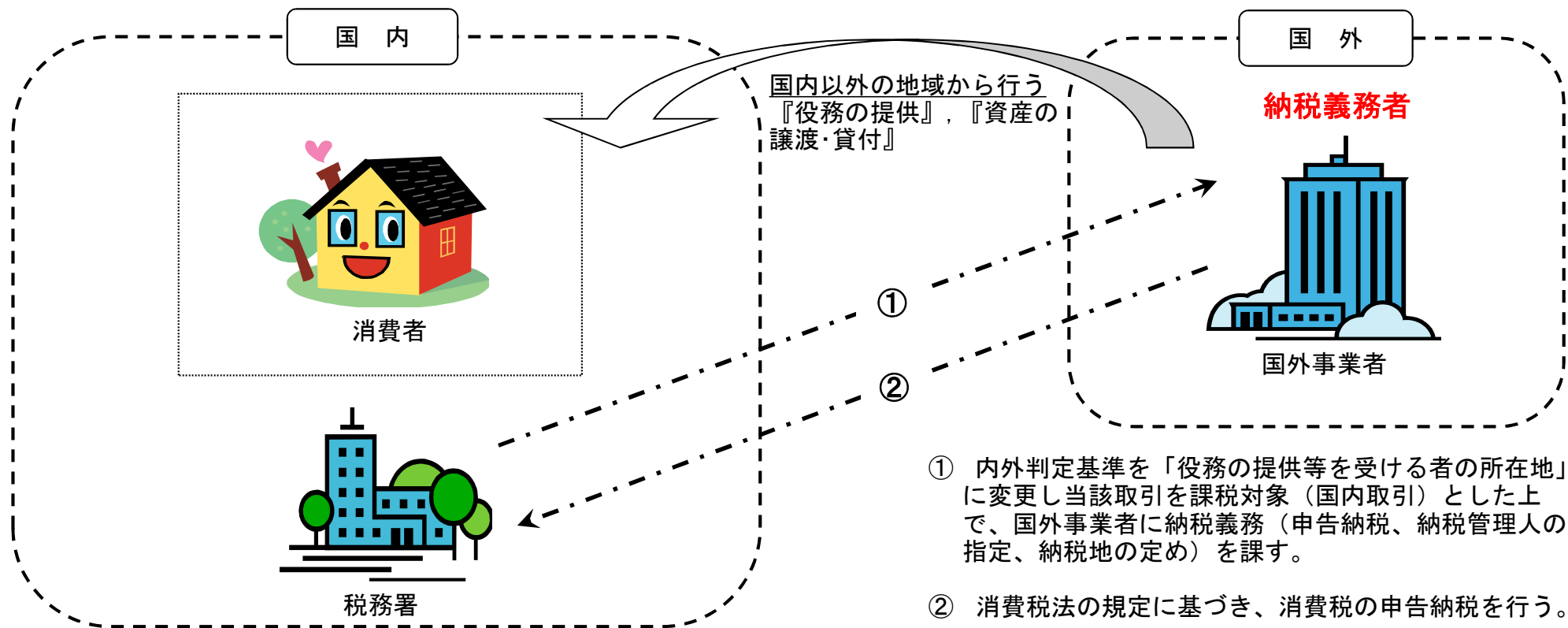
4. 国境を越えた役務の提供等に対する課税方式の検討

基本的な考え方

- 我が国の消費税制度においても、消費に負担を求める消費税の性格に鑑み、実際に消費が行われる場所（仕向地）において課税することを基本としていることから、役務の提供や無形資産の譲渡等が国境を越えて行われた場合についても、欧州諸国のように、日本に所在する事業者や消費者が役務の提供等を受けた場合は広く国内取引として位置づけることが基本的に望ましい方向性であると考えられる。
- 他方、内外判定基準の変更は、経済活動に与える影響が大きいことから、その具体的な検討にあたっては、現在の制度が経済活動に対する中立性を阻害している程度、適正な税務執行を確保する観点、制度変更に伴う事業者の追加的な事務負担の程度等を十分踏まえることが不可欠である。

BtoC取引

〔案〕 国外事業者に納税義務を課し、当該国外事業者が消費税の申告納税を行う。



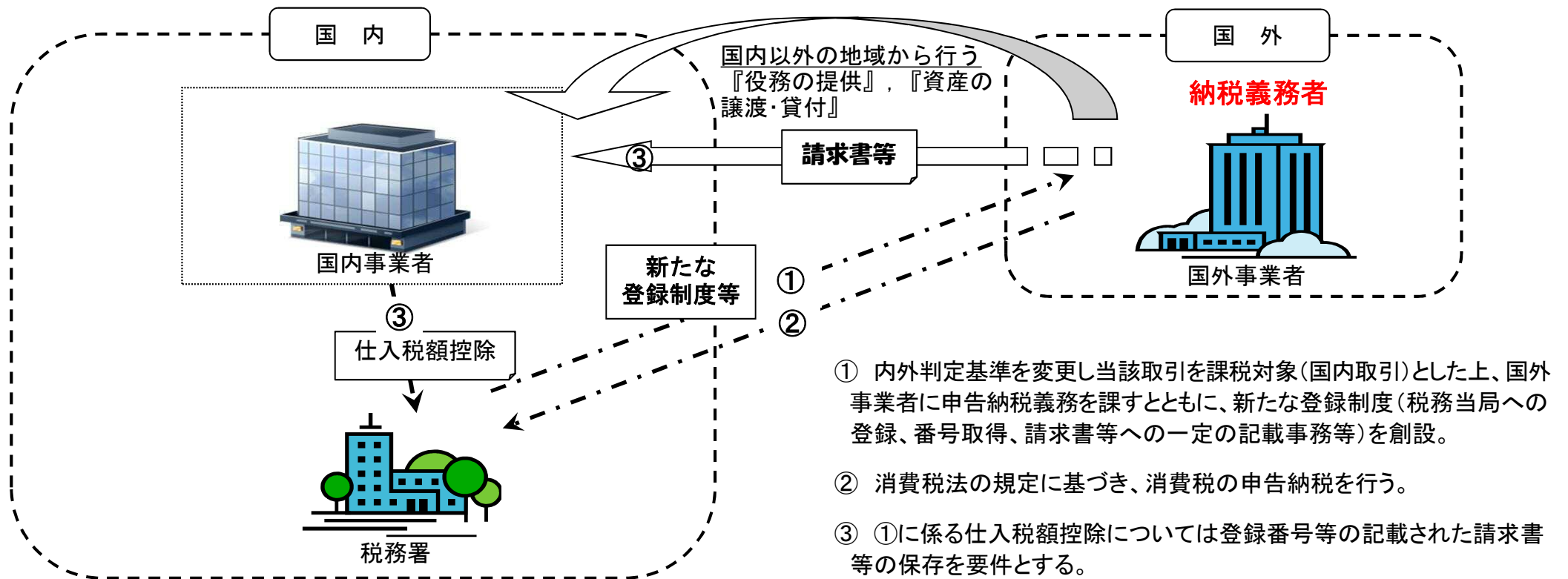
○検討を要する課題

- ・事業者免税点制度については、国外事業者への適用を検討。
- ・国外事業者に対して適正な申告納税を確保するため、情報交換、徴収共助など国外の税務当局との連携について検討。
- ・新たな納税義務を課す国外事業者に生ずる事務負担について検討。

BtoB取引

〔案1〕 国外事業者登録申告納税方式

国外事業者を納税義務者として新たな登録制度を設けるとともに、登録番号等が記載された請求書等の保存を要件として国内事業者に仕入税額控除を認める。



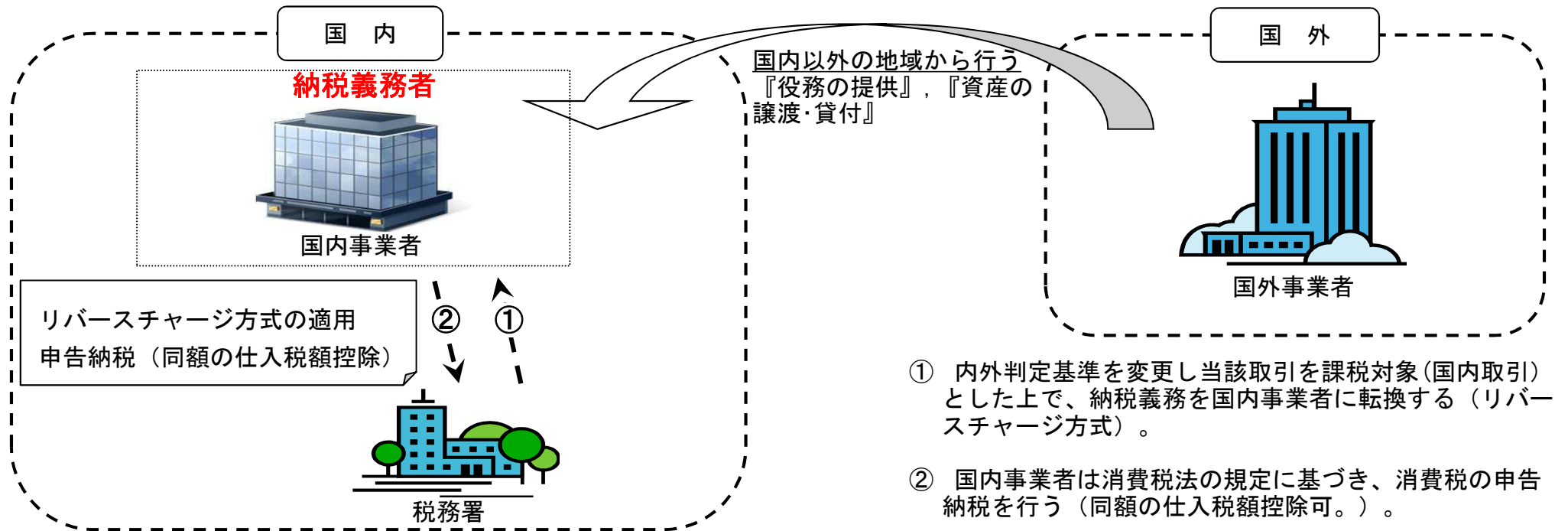
○検討を要する課題

- ・(BtoC取引の案と同様、)国外事業者に対して適正な申告納税を確保するため、情報交換、徴収共助など国外の税務当局との連携について検討。
- ・しかし、BtoB取引はBtoC取引に比べ多様な取引が行われているため、広範な取引について内外判定基準を見直す場合は、国内に何ら拠点を有しない納税義務者の数が膨大となってしまうことから、たとえ税務当局間の国際連携に取り組んだとしても適正な納税を確保することには自ずと限界が生じるという問題がある。

BtoB取引

〔案2〕リバースチャージ方式

納税義務を国内事業者に転換し、国内事業者が消費税の申告納税を行う（同額の仕入税額控除可）。



- ① 内外判定基準を変更し当該取引を課税対象(国内取引)とした上で、納税義務を国内事業者に転換する（リバースチャージ方式）。
- ② 国内事業者は消費税法の規定に基づき、消費税の申告納税を行う（同額の仕入税額控除可）。

○検討を要する課題

- ・国内事業者にとって仕入税額控除により税負担額に影響がない場合でも、納税手続きが変更されることとなるため、事業者の実務に及ぼす影響について検討。

（注）多くの国内事業者にとっては税負担額に影響がないが、非課税売上に対応する仕入としてこれらの役務等を購入する場合には、当該仕入部分が仕入税額控除の対象とならないことから最終的な税負担の差につながり得る。

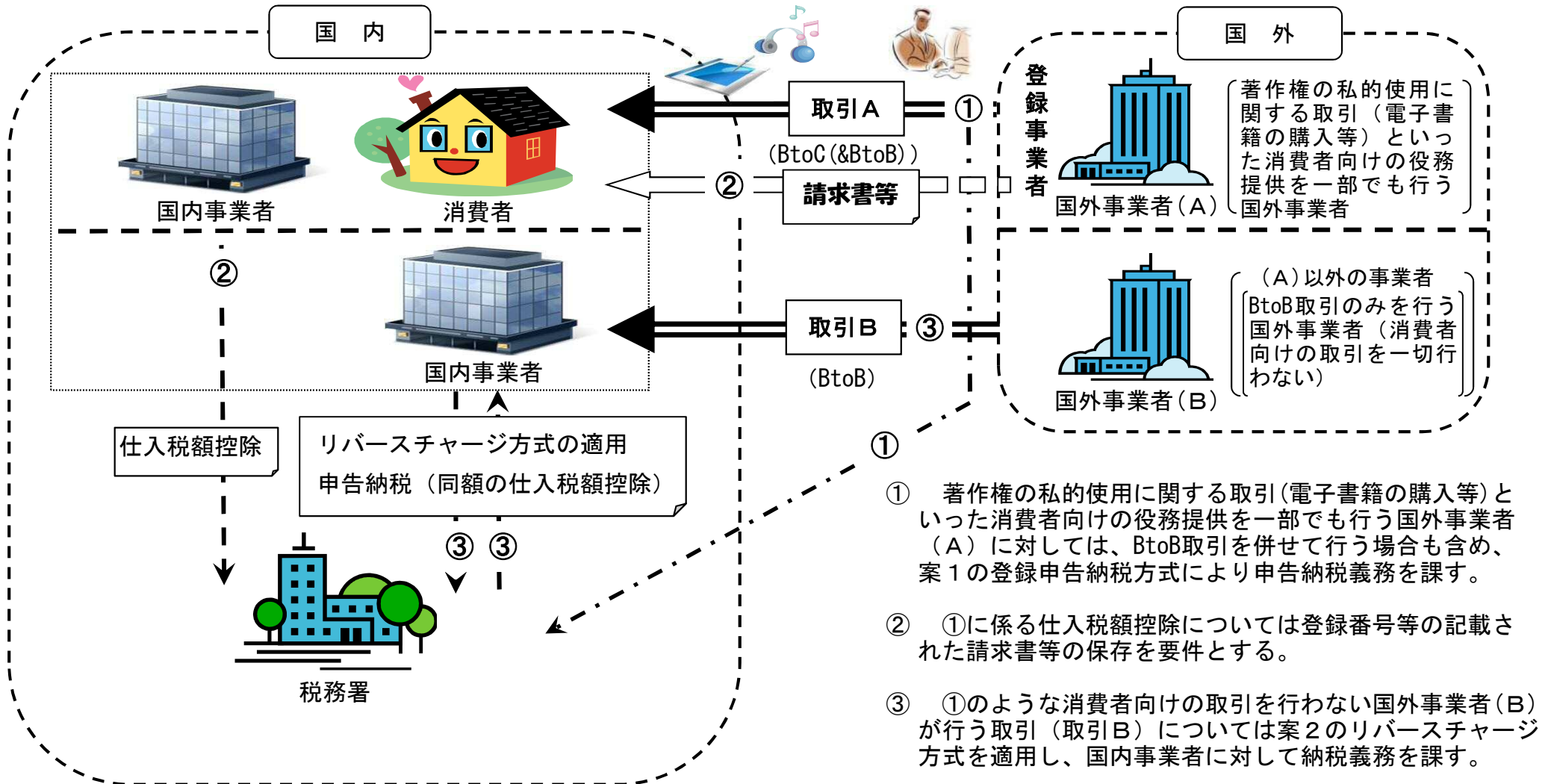
- ・国外事業者が取引相手のステータス(事業者か消費者か)を確実に判別できる制度を整備できるか検討。

※欧州では、こうした判別を付加価値税の課税事業者番号(VAT-ID)を活用して行っている。

BtoB取引

〔案3〕 国外事業者登録申告納税方式とリバースチャージ方式の併用

著作権の私的使用に関する取引(電子書籍の購入等)といった消費者向けの役務提供を一部でも行う国外事業者には登録方式で納税義務を課す一方、消費者向けの取引を一切行わない国外事業者からの役務の提供については、リバースチャージ方式を適用し国内事業者に納税義務を課す。



○案1（登録申告納税方式）・案2（リバースチャージ方式）との関係

- ・ 「取引の性質」に着目して、著作権の私的使用といった消費者向けの取引を一部でも行う国外事業者には取引相手がBかCか問わず納税義務を課すため、取引相手である国内事業者のステータスを確認する必要がない。（案2の課題の克服）
- ・ 上記の消費者向け取引を行わない国外事業者からのBtoB取引については、リバースチャージ方式で国内事業者に納税義務を課すことができるので、適正な申告納税を確保することができる。（案1の課題の克服）

○検討を要する課題

- ・ 仕入を行う国内事業者は、取引相手である国外事業者が登録事業者でない場合、リバースチャージ方式の適用により自ら納税義務が発生する可能性があるため、取引相手が登録事業者か否かを確認する等の事務負担が発生することや、この差異が国内企業等の企業行動に及ぼす影響等について検討。